

尼崎市青色防犯パトロール実施団体支援事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青色防犯パトロールを実施する団体（以下「団体」という）に対し、青色防犯パトロールに必要な物品（以下「物品」という）を支給することにより、本市における青色防犯パトロール活動の促進を図り、市内の街頭犯罪の更なる減少につなげることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、各号に定めるとおりとする。

- (1) 団体には、市内に所在地を置く事業者も含むものとする。
- (2) 青色パトロール活動とは、兵庫県警察から「自主防犯パトロールを適正に行うことのできることの証明書」（以下「証明書」という）を交付され、専ら地域の防犯のために、青色回転灯を装備した自動車を使用して行う自主防犯パトロール活動をいう。
- (3) 前号にいう自動車とは、兵庫県警察から「青色回転灯装備車（自主防犯パトロール中）標章」（以下「標章」という）を交付され、青色防犯パトロール活動に使用するものをいう。

(支給対象団体)

第3条 物品の支給を受けることのできる団体は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 兵庫県警察から証明書及び標章を交付されている
- (2) 所在地が市内である
- (3) 青色防犯パトロール活動を市内で実施している

(支給する物品)

第4条 前条の要件をすべて満たす場合、予算の範囲内で青色防犯パトロールに使用している自動車1台に対し、次に定める物品を支給する。

(1) 青色回転灯 1基

(2) マグネットシート 2枚

2 過去に本市から前項に掲げる物品の支給を受けている自動車については、当該物品が故障した場合に限って支給する。

(支給した物品の維持管理)

第5条 前条に掲げる物品については、物品の支給を受けた団体（以下「物品支給団体」という）が適切に維持管理することとし、物品の使用に関する経費は、物品支給団体の負担とする。

(支給の申請)

第6条 物品の支給を受けようとする団体は、尼崎市青色防犯パトロール物品支給申請書（様式第1号）及び青色防犯パトロール活動概要書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 証明書の写し

(2) 標章の写し

(3) 団体規約の写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

(物品支給の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の書類の審査を行い、必要に応じて兵庫県警察から意見を求め、支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、物品を支給すべきものと決定したときは、尼崎市青色防犯パトロール活動物品支給決定通知書（様式第3号）により、物品を支給しないと決定したときは、尼崎市青色防犯パトロール活動物品不支給決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知しなければならない。

(物品支給の決定の取消し又は返還)

第8条 市長は、物品支給の決定を通知した後、次のいずれかに該当する場合、物品支給団体に対し、尼崎市青色防犯パトロール活動物品支給決定取消通知書(様式第5号)により物品の支給決定を取消し、支給した物品の全部または一部の返還を命ずることができる。

(1) 申請書及びその添付書類等に虚偽の事実を記載した場合

(2) 青色防犯パトロール活動以外の目的に支給した物品を使用したとき

(3) 兵庫県警察から青色防犯パトロール活動に係る証明を取り消された場合

(4) 前各号に掲げるものの他、その活動が物品支給団体として不適切であると市長が認める場合

(補則)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は危機管理安全局長が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年6月30日から施行する。